

教育ローン利子補給事業 Q&A

① 申請手続き等について

手続きの流れについて簡単に教えてほしい。

【県へ交付予約申請】 → 【交付予約決定通知書を受領】 → 【金融機関へローン申し込み】 → 【審査・融資決定】 → 【県へ交付申請】 → 【交付決定通知書を受領】 → 【県へ実績報告・請求（年1回。3～4月頃）】 → 【県から額の確定を受け、利子補給金を受領】

といった流れになります。

※交付予約申請を行う前に、できる限り、ご利用予定の金融機関の仮審査を受けるようにしてください。（県の交付予約決定は、金融機関から融資が受けられることを保証するものではありません）

※交付予約申請は、大学入学前でも行うことができます。（例年、夏ごろに、次年度分の交付予約申請の受付を開始しております）

※ホームページ「イバラキドクターズライフ」（以下、「ホームページ」といいます）に掲載している事業フロー図等もご確認ください。

大学の合否がまだ出ていないが、申請はできるか？

令和6年度分の交付予約は、令和5年8月時点ですでに開始しております。受験前でも条件を満たせば交付予約申請を行うことが可能です。

在学途中からでも申込できるか？

在学途中からでもお申込みいただけます。

定員はあるか？

年間50名程度とさせていただきます。（県の予算額に達した段階で募集終了となります。）

申込時期や申請書類について知りたい。

ホームページに掲載している、各年度の茨城県医師教育資金利子補給金募集要項をご確認ください。

※交付予約申請、交付申請それぞれについて、募集要項がございます。

利子補給金が支払われるのはいつなのか？

県の交付決定を受けた方は、医学生が在学中、毎年3～4月の時期に、実績報告書兼請求書（様式第11号）及び利子支払証明書（様式第12号の1または第12号の2）を県に提出していただきます。

県は、上記の書類の内容を審査のうえ、その年度の利子補給金額を確定します。

利子補給金額の確定後に、すみやかに指定の口座に利子補給金の支払いを行います。

② 制度の対象者や交付の条件について

交付対象者の条件はあるか？

申請者の区分や対象要件は以下のとおりです。

次のいずれかの区分の対象要件を満たす医学生または保護者等であって、協定締結金融機関から医学部進学のための教育資金の融資を受ける予定の者

区分	対象要件
県内出身者等	以下のいずれかに該当すること (1) 医学生が、県内の高等学校等を卒業していること (2) 保護者等が、利子補給の交付申請をする日において、引き続き3年以上県内に住所を有している者であること
その他	「県内出身者等」の区分の対象要件を満たさず、医学生が、茨城県医師修学資金、茨城県地域医療医師修学資金、茨城県海外対象医師修学研修資金のいずれかの貸与を受けていること

※県に申請を行う前に、ご自身の居住地、勤務地等に照らし、協定締結金融機関から融資を受けられるかどうかを確認してください。

茨城県外に住んでおり、子ども県外の高校に通っているが、対象になるか？

茨城県県外に住んでおり、子ども県外の高校に通っているなど、「県内出身者等」の区分の対象要件を満たさない場合でも、「その他」の区分の対象要件を満たす場合は、申請が可能です。

※「その他」の区分では、茨城県の修学資金（茨城県医師修学資金、茨城県地域医療医師修学資金、茨城県海外対象医師修学研修資金のいずれか）と併用することが対象要件となっています（上表参照）

「その他」の区分の場合の手続きのスケジュールについては、ホームページに掲載している「[「手続スケジュールイメージ（その他の区分用）」](#)をご参考にしてください。

※県の利子補給金の交付を受けるためには、後述する、県と協定を締結している金融機関から融資を受ける必要があることから、ご自身の居住地、勤務地等に照らし、協定締結金融機関から融資を受けられるかどうか、事前にご確認ください。

各協定締結金融機関における融資可能な範囲は、ホームページに掲載している「[「協定締結金融機関の教育ローン商品における居住地・勤務地等の条件について」](#)をご参考にしてください。

交付の条件はあるか？

交付の条件は以下のとおりです。

- (1) 茨城県補助金等交付規則及び茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱の規定に従うこと。
- (2) 医学生は、茨城県地域医療支援センターが実施する個別面談等に参加すること。
- (3) 利子補給の対象となる医学生は、医学部卒業後5年以内に県内の医療機関に2年以上勤務すること。

※医学部卒業後、5年以内に県内の医療機関に2年以上勤務しなかった場合または、利子補給金を返還していただきます。

医学部卒業後5年以内に県内の医療機関に2年以上勤務しなかった場合には、利子補給金を返還することになっているが、どのような医療機関で勤務をすればよいのか？

当該条件について、勤務する地域や医療機関の指定はありません。

- (例) ・臨床研修(2年間)を茨城県内の病院で実施する。
- ・臨床研修は県外で実施するが、その後の専門研修の期間に2年間茨城県内の医療機関で勤務をする。

③ 金融機関の教育ローンについて

どの金融機関で教育ローンを組めばよいのか？

利子補給の対象となるのは、県と協定を締結している金融機関において、対象となる金融商品を利用した場合であり、茨城県と協定を締結しているのは以下の5金融機関です。

○株式会社常陽銀行 ○株式会社筑波銀行 ○茨城県信用組合 ○水戸信用金庫 ○結城信用金庫

※対象となる金融商品の内容については、各金融機関にお問い合わせください。

※県で指定している商品のみが、利子補給の対象となっておりますので教育ローンを結ぶ際にはご注意ください。

県の交付予約決定を受ければ、金融機関で確実に融資が受けられるのか？

県の交付予約決定は、各金融機関の融資の決定を保証するものではありません。融資の決定を受けるためには、各金融機関の審査等を経る必要があります。

県の交付予約決定通知書に記載された「対象借入限度額」は、各金融機関からその金額まで借入ができることを保証するものなのか？

県の交付予約決定における対象借入限度額は、各金融機関の融資可能額を保証するものではありません。融資可能額は、各金融機関における審査等を経て決定されます。

何年間で返済すればよいのか、返済のスタートはいつからか？

借入金額や借入れを行う金融機関によって異なるため、借入れをお考えの金融機関にお問い合わせ下さい。

利子補給を受けられる借入金に上限額はあるのか？

利子補給の対象となる借入の限度額（対象借入限度額）は、3,000万円を上限としています。

※ただし、茨城県医師修学資金、茨城県地域医療医師修学資金、茨城県海外対象医師修学研修資金のいずれか貸与を受ける方は、対象借入限度額の上限は2,000万円となります。

大学の入学金の納入期限に間に合うように融資が受けられるのか？

入試の合格発表から入学金等の納入期限までの日数は大学により異なるほか、融資実行までの所要日数も金融機関により異なることから、入学金等の納入期限までに確実に融資が実行されるものではありません。

また、医学生の大学入学前に教育ローンの融資が実行された場合において、大学入学前に金融期間に支払った利子については、利子補給の対象外となりますので、あらかじめご了承ください。